

市町村DX推進支援業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

市町村DX推進支援業務

(2) 目的

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国の地方制度調査会において国・都道府県・市町村間の役割分担等の議論が開始された。

本県においても人口減少やそれに起因する少子高齢化や活力・競争力の低下といった課題に直面しており、デジタル技術・データを最大限活用し、暮らし・産業・行政の変革につなげていくことが重要な課題となっている。

しかし、県内10市町村がいわゆる「1人情シス」となっており、小規模市町村を中心にDX推進体制は脆弱であり、自治体DX及び地域社会DXに手が回っておらず、県と市町村とのDX推進体制が必要である。

そこで、市町村において人材が不足する中であっても、地域の課題解決を推進するため、県が市町村と連携して市町村のニーズに沿った地域DX推進に向けた伴走支援等を実施する。また、この中で市町村支援の在り方を検討し、人材プール、共同調達等の県と市町村が連携したDX推進体制を具体化する。

(3) 業務内容

別紙1「市町村DX推進支援業務委託 年度別契約仕様書」のとおり。年度別契約については、基本契約に定める上限額の範囲で毎年度協議して内容を調整する。なお、事業の全体像は、別紙2「市町村DX推進業務の全体像」を参照すること。

なお、本県は、令和8年度自治体デジタル人材確保支援事業に採択されており、令和8年度においては人材プール及び共同調達の検討支援を総務省委託事業者が中心となって実施するが、令和9年度及び令和10年度においては本委託事業者が引き継ぐ想定である。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

2 見積限度額

金133,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度の委託料の限度額は、次の各号の年度の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 令和8年度 金44,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (2) 令和9年度 金44,500,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- (3) 令和10年度 金44,500,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3 資格要件

単独の法人又は本件業務受託のために結成された複数の法人による企業連合（以下、「企業連合」という。）であって、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 単独企業

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- オ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- カ 本プロポーザルに関して、企業連合の構成員となっていない者であること。

(2) 企業連合

- ア (1) アからオまでに掲げる要件をすべて満たす法人により自主的に結成されたものであること。
- イ 企業連合を構成するいずれの者も、他の企業連合の構成員となっていないこと。

4 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ア 提出書類：様式1「市町村DX推進支援業務プロポーザル質問票」
- イ 提出期限：令和8年5月26日（火）午後5時（必着）
- ウ 提出方法：以下のURLにアップロードすること。

<https://niigata-pref.ent.box.com/f/6d8c9ad3910342cb94b4ca619676206d>

ファイル形式は「.docx」とし、ファイル名は「会社名_市町村DX推進支援業務プロポーザル質問票」とすること。また、何らかの原因で期限までにアップロードが確認できなかった場合は、提出が無かったものとして扱うため、必要に応じて提出後に電話で到着の確認を行うこと。

(2) 質問の回答

令和8年5月29日（金）までに新潟県知事政策局ICT推進課ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/ict/>) に掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

5 参加申込書及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

ア 提出書類：

(ア) 様式2「市町村DX推進支援業務プロポーザル参加申込書」

(イ) 企業概要（パンフレット可）

(ウ) 県税未納が無い旨の証明書（参加申込書の提出日前3か月以内に発行されたもの。新潟県の県税の納税義務を有する者のみ提出。）

※ 上記3に定める企業連合として本プロポーザルに参加しようとする者は、(ア)については企業連合を構成するすべての者を連名で記載し、(イ)及び(ウ)については企業連合を構成するすべての者の分を提出すること。

イ 提出期限：令和8年6月2日（火）午後5時（必着）

ウ 提出方法 以下のURLにアップロードすること。

<https://niigata-pref.ent.box.com/f/c1523c2fe2d247a788f8039d850013ee>

(ア)のファイル形式は「.docx」、(イ)及び(ウ)のファイル形式は「.pdf」とし、ファイル名の冒頭に「会社名_」を入れること。また、何らかの原因で期限までにアップロードが確認できなかった場合は、提出が無かったものとして扱うため、必要に応じて提出後に電話で到着の確認を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年6月5日（金）までに提案資格の確認結果を電子メールで通知する。

6 企画提案書等の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

- (ア) ファイル形式は「.pdf」とすること。
- (イ) 印刷の向きは横とすること。
- (ウ) 視認性の高いレイアウト、フォントで作成すること。
- (エ) 表紙に「市町村DX推進支援業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。
- (オ) 表紙、イに定める「見積書」、ウに定める「類似業務実績」を除いて15ページ以内とすること。
- (カ) 別紙1「市町村DX推進支援業務委託仕様書」、別紙2「市町村DX推進業務の全体像」及び別紙3「令和8年度支援団体状況一覧」を踏まえ、次の項目について記載すること。

A 本委託業務の実施内容

(A) 令和8年度の具体的な実施内容を記載すること

(B) 令和9～10年度について

- a 県が令和9～10年度に新たな伴走型DX支援団体（詳細は仕様書を参照）を選定する場合、令和8年度の伴走型DX支援団体については支援を縮小する可能性も想定される。令和9～10年度の支援について、支援可能な団体数、継続的支援の濃淡、追加できる新規支援等について、どのような対応となるか現時点の想定を記載すること
- b 前項以外の令和9～10年度支援（継続選定された伴走型支援、アドバイザー型支援、研修、人材プール、共同調達等）について、どのような継続的支援ができるか現時点の想定を記載すること

B 実施スケジュール・管理

(A) 令和8年度の全体スケジュール及び進行管理について記載すること

(B) ある程度アジャイルなプロジェクト管理を行う必要があることから、県と受託者における課題管理・合意形成の方法について想定を記載すること

C 実施体制・類似業務の実績

(A) 責任者及び担当者を記載した実施体制を記載すること。

(B) 担当者については、類似業務に係る実務経験及び資格を記載すること

(C) 再委託先や外部アドバイザー利用等の想定があれば、類似業務に係る実務経験等をできるだけ具体的に記載すること。

D 本事業の目的を達成するための追加提案（該当がある場合のみ）

イ 見積書

見積の総額及び内訳について作成すること。

なお、様式は任意であるが、以下URLを参考に、見積金額、見積年月日、見積書提出先、見積者の所在地、法人名及び代表者の職・氏名並びに発行責任者及び担当者の氏名・連絡先については必ず記載すること。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/289707.pdf>

ウ 様式3「類似業務実績」

本事業の類似業務実績について記載すること。レイアウトは調整してよいが、合計2ページ以内に収めること。

(2) 提出期限等

ア 提出期限：令和8年6月15日（月）午後5時（必着）

イ 提出先：下記13「担当課（問合せ先）」に同じ

ウ 提出方法：以下のURLにアップロードすること。

<https://niigata-pref.ent.box.com/f/acc7d316f40849d48a1025786b315b2f>

ファイル形式は「.pdf」とし、ファイル名は「会社名_市町村DX推進支援業務委託提案書」とすること。また、何らかの原因で期限までにアップロードが確認できなかった場合は、提出が無かったものとして扱うため、必要に応じて提出後に電話で到着の確認を行うこと。

(3) その他

ア 書類の作成に用いる言語は「日本語」、通貨は「日本円」、単位は「日本の標準時及び計量法」によるものとする。

イ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

ウ 提出期限以降の企画提案書及び見積書（以下、「企画提案書等」という。）の差替え又は再提出は認めない。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容審査のため、提案者は、審査委員会においてプレゼンテーションを実施するものとする。

ただし、審査委員会が本プロポーザル協議に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

(1) 実施日等

ア 実施日：令和8年6月25日（木）予定

イ 場所：オンライン会議システム（Microsoft Teams）

(2) 実施方法

提案者が審査委員に対し、企画提案書等により自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする。

なお、詳細については、参加申込書を提出した者に別途通知する。

また、プレゼンテーションの実施にあたり、企画提案書等以外の追加資料の使用は認めない。

8 審査要領

(1) 審査方法

ア (2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき審査し、各審査委員の評点合計の平均点（以下、「評点平均」という。）が最も高い者を最優秀提案者と決定し、次に評点平均の高い者を次点者と決定する。

イ 評点平均が最も高い者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった者を最優秀提案者と決定する。次点者においても同様とする。

ウ ア及びイに関わらず、評点平均が50点未満の者は、最優秀提案者又は次点者として決定しない。提案者が1者の場合も同様とする。

(2) 評価基準

審査項目、審査の視点及び配点は下表のとおりとし、各審査委員が100点満点で採点する。

表 審査基準表

審査項目	審査の視点	配点
全体	<p>業務目的、業務内容を十分に理解しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務目的、業務内容を理解した提案になっているか。 ・各年度の進捗や外部要因に応じて、本事業が臨機応変の対応が必要なことを理解しており、責任者はアジャイルなプロジェクトのリスク低減と対処法について理解しているか。 	10
支援の実効性	<p>市町村のDXが継続的に進むことが期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案に具体性があり、各種DXの取組が実際に進むか。 ・先行事例、市町村の業務、ニーズを理解した内容か。 ・状況変化に応じて3年間、効果的な取組を継続できるか。 	20
負担軽減	<p>1人情シスをはじめとした市町村に対して、助言にとどまらない具体的な支援が期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様に定める従事時間がリサーチや資料作成にとどまらず、市町村への実際の支援に充てられるか。 ・特に伴走型支援において、単なる助言にとどまらない具体的な支援が現地で実施されるか。 	20
自走支援	<p>市町村のDXの取組が自走することが期待できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施業務や調査内容が適切に明文化、報告されるか。 ・県及び市町村と協働し、知見等が移転されるか。 ・市町村における持続可能な仕組構築や、カルチャー醸成がされるか。 	15
業務遂行力	<p>提案内容を確実に実施する能力を有すると認められるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村のDX受託実績が豊富であり、状況に合わせた分析、提案、研修などが期待できるか。 ・実際にアサインされる担当者の所属・経歴・類似業務の実 	15

	<p>績・資格が明示されており、スキルは本業務の実施において十分であるか。</p> <p>・ 想定外の課題があったときや、令和9～10年度において、再委託先の変更、外部アドバイザーの利用など状況に応じた柔軟な対応が期待できるか。</p>	
関係者調整	支援等により、情シス以外のステークホルダー（首長、幹部、人事、財務、窓口等）との調整が円滑に進むことが期待できるか。	5
追加提案	仕様書に仕様書に記載されていない事項、仕様書を上回る支援回数について提案があり、かつ有用な提案であるか。	5
見積書	見積は内訳が明示してあり、かつ、提案内容との整合性が取れている妥当な積算か。また、費用対効果は高いか。	10
	合計	100

9 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに電子メールで通知する。
また、最優秀提案者及び次点者の名称を新潟県庁ホームページで公表する。

10 日程

募集公示	5月21日（木）
質問提出期限	5月26日（火）午後5時必着
質問に対する回答	5月29日（金）まで
参加申込書提出期限	6月2日（火）午後5時必着
参加資格確認結果通知	6月5日（金）まで
企画提案書等の提出期限	6月15日（月）午後5時必着
プレゼンテーション・審査会実施	6月25日（木）予定
審査結果の通知・公表	6月30日（火）ごろ

11 契約の締結

県は、最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

契約は様式4「基本契約書（案）」及び様式5「年度別契約書（案）」を用いる。契約の締結に際しては、様式6「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出することとし、提出がないときは契約を締結しない。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、最優秀提案者及び次点者がいない場合は、契約を締結しない。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について、県は、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく電子データの複製を作成し、審査委員等に配付することがある。
- (4) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、様式7「市町村DX推進支援業務プロポーザル参加辞退書」を以下のURLにアップロードすること。

<https://niigata-pref.ent.box.com/f/acc7d316f40849d48a1025786b315b2f>

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、若しくは書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。

ウ 期限後に企画提案書等を提出した者。

13 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局ICT推進課行政デジタル化推進班（市町村支援担当）黒崎

電話番号：025-280-5105

E-Mail：ngt000210@pref.niigata.lg.jp